

# 2022年京都府知事選挙にむけた「京都総評の要求と提言」(案) Ver.4.0

## I. はじめに

コロナ禍によって、日本経済・社会の脆弱性が明らかになりました。新自由主義に基づく、「市場原理主義」「選択と集中」「自己責任論」などによって一部の大企業や大資産家を優遇する政策、そして、「小さな政府」という構造改革路線は公務公共サービスを後退させ、医療や公衆衛生の体制を弱体化させ、不安定雇用労働者を増加させてきました。

京都でも、コロナ禍によってインバウンド・観光消費に依存したことによる打撃は深刻なものとなりました。2020年の京都市内を除く観光入込客数は前年比78%、観光消費額も前年比で66%まで減少しています(京都市はコロナ感染拡大から20年調査を実施せず)。また、全国ワースト2位の非正規雇用率(42.5%)のなか、コロナによる時短営業・休業によるシフト減・雇い止めが横行し、世帯の主たる生計維持者の収入が絶たれることで家族全体が危機的な生活実態に追い込まれる事例が各地で生まれています。府内各地で開催されている食材支援プロジェクトには、食材を求めて多くの府民が集まっています。

事業者も再起を目指して、必死に努力をしています。京都総評が2020年10月に行った府内商工会・商工会議所へのキャラバンでは、雇用維持に苦心しながらも、労働者の所得の引き上げや正規職員への転換を進めたいという意向を多くの経営者が語りました。生産性の向上に特化し、新たな投資を条件とした自治体の支援によって、事業の将来に展望が持てず、廃業する業者が増えています。実際、京都府でも19・20年度の倒産件数は18年度以前と比較して横ばい(18年265件、19年232件、20年258件)ですが、休廃業・解散は倍増(18年462件、19年869件、20年835件)しています。今こそコロナ禍のダメージを補填し、事業を継続できるための真水の支援が急がれます。同時に、冷え込んだ個人消費を回復させる本格的な経済対策が必要です。

こうしたなか、6月府議会で「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」が全会一致で採択されました。意見書では、「経済活動を維持し再開していくためには、働く人たちの経済的困窮を食い止める最低賃金の改善と一体に、中小企業、個人事業主に対する直接的に負担を軽減する方策の推進など、実効性のある支援が不可欠である」とし、「中小企業、個人事業主に対する、国税、地方税、各種保険料の減免や猶予等の措置を講ずること」や「持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和を行い、企業規模に応じた支援額の引き上げを行うこと」にも言及するなど、地方の切実な声として国に迫る内容となりました。今こそこの意見書に基づく府の施策が求められます。

国の悪政に追従し、北陸新幹線・北山エリア再開発などの大型開発に活路を見だし、生産性向上にのみ光をあて、優勝劣敗で事業者・労働者を淘汰するような府政から、府民の暮らしに直結する地域循環型経済をベースにした府政に転換することが必要です。それと同時に地域や住民に近い基礎自治体や、地域の経済団体の取り組みを、広域自治体として政策的・財政的に府が支援することが求められます。そのために、振興局の体制を見直し、産業と地域の現場へ府職員を再配置し、調査・研究、技術指導を充実させ、地域と産業現場で経済活動の再生を行うことが重要です。

4月の京都府知事選挙を迎えるにあたり、京都総評として、以下の点を「要求と提言」として掲げます。

## Ⅱ. コロナ禍から府民のいのちとくらしをまもる対策の抜本強化を

コロナ禍のもとで、ひとりの命も犠牲にさせないために、医療・公共体制の抜本的な強化が求められます。あわせて、労働者の暮らしと生業を維持するための支援策の拡充が不可欠です。

国に対して、対策の抜本的強化を求めつつ、府として独自の施策が求められます。また、市町村の独自のコロナ対策支援制度に対し、府として制度の継続・定着ができるよう支援する制度を創設し、二階建て行政として市町村を下支えする姿勢も求められます。

### (1) いのちをまもる施策の強化

- ・国に対して、「原則自宅療養」の方針撤回と必要な医療が提供できる体制整備を求める。
- ・感染拡大を想定した医師・看護師・保健師などの大幅な増員、入院体制、外来、往診などの体制の確保。
- ・感染拡大防止対策をしながら経済活動をすすめる体制整備を行うこと。対策が必要なところにPCR検査を「いつでも、誰でも、何度でも」無料で受けられる体制整備。
- ・国に対して医療機関・介護施設に対する財政支援策を求めることと同時に、府独自の支援制度の創設。差別・風評被害対策の強化。

### (2) 一人の労働者も路頭に迷わせない ～雇用と暮らしをまもりぬく～

- ・コロナ感染の下での府内の雇用実態を把握するとともに、雇用を守り、安定した雇用を増やすための施策を強める。労働者の雇用や権利を守るためのセーフティネットが機能するよう関係機関との連携を強め、身近な相談体制も含めて活用しやすくする。
- ・労働局等関係機関との連携をいっそう深め、新型コロナに乗じた解雇・雇い止めが行われないよう指導の徹底及び経済団体への要請。
- ・新卒及び失業者に対して、地元中小企業の求人の確保と就職支援を関係機関と連携して積極的に行うとともに、公共部門での雇用創出をはかる。高校卒業者の就職支援については、地元で就職支援を受けることができるよう特別の手だてを講じる。
- ・非正規労働者・女性労働者・青年・学生など、コロナ禍で生活困窮となっている府民に対して、必要な生活救援・支援。
- ・民間で行われている食材支援プロジェクト・何でも相談会など困窮者対策への財政的援助を行い、府独自にも実施する。
- ・経済的事由により授業料等の期限内納付が困難になっている学生に対し、授業料の半額免除を行なうための予算措置や奨学金の拡充・返済減免等を講じるよう国に求め、府独自に一時的な給付奨学金の支給や無利子の貸付を行なう。また、府独自の生活支援一時金の給付など、必要な生活支援を行う。学生の自殺防止のため、学生がおかれている実態の把握と相談窓口の強化などの対策の推進。
- ・以下の内容について国に求める。
  - ① 雇用調整助成金コロナ特例措置は、縮小・終了せず恒常的な制度とし、助成対象期間に対する社会保険料負担の減免措置を創設すること。休業支援金の事業主証明の要件を緩和し、対象者を全労働者に拡大すること。

- ② コロナ感染・濃厚接触による休業時に賃金・生活上、安心して休める有給による特別休暇制度及びワクチン接種や接種後の副作用に関する有給の特別休暇制度の創設を企業に促すとともに、その財政措置を行うこと。
- ③ コロナ感染による学校・保育所などの休校・休園時に、労働者が生活上心配なく休むことのできる公的な補償制度の創設すること。

### (3) 中小企業を一つも潰さないことが経済対策 ～真水の支援を～

コロナ禍で影響が大きい中小企業への支援の継続・拡充、および、コロナ感染を拡大させない社会づくりへの支援を行なうことが求められます。

- ・コロナ禍で営業危機にあるすべての中小企業に対し持続化給付金、家賃支援給付金の再支給を国に求める。府独自の「応援金」等の対象をコロナ禍で減収した府内事業者すべてに広げ、金額も増額する。
- ・大企業に対し地域経済・雇用への企業の社会的責任を求めるとともに、地元中小企業に仕事を回すよう府として強く要請する。

## Ⅲ. 賃金底上げと8時間働けば普通に暮らせる社会へ

### ～持続可能な地域循環型経済の実現～

最低賃金の引き上げをはじめとした所得の向上によって、個人消費を拡大し、地域経済を活性化する地域循環型経済の実現が求められています。

自治体が率先して賃金の引き上げと良質の雇用を生み出す公契約を推進し、地域全体の賃金の底上げが可能となる環境を作ることによって、消費を地域に循環させ、地域内再投資力を高めることで、産業を地域で育てることが可能になります。

#### (1) 公的な仕事に賃上げと良質な雇用を

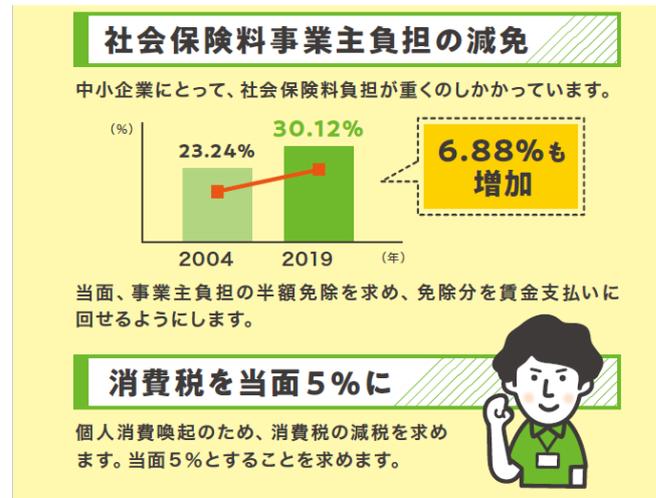
- ・公的な仕事やその契約先で働く労働者の賃金を底上げし、良質な雇用を創出する。そのために賃金条項を設けた公契約条例を制定し、府が発注・契約する事業に携わる労働者の賃金底上げをはかることによって、波及効果を生み出し、府全体の賃金底上げをはかる。
- ・公契約条例には、①賃金条項設けること、②委託事業者が代わっても雇用の継続が図られるようにすること、③公契約条例の適用対象を、建設工事をはじめ、請負、業務委託、指定管理、地方独立行政法人などに拡大すること、④府内中小企業への発注機会の拡大を図る分割発注を取り入れる。また、それを保証しうる予定価格の積算や予算を確保する。
- ・公共工事の下での建設労働者の賃金実態を調査し、法定福利費や改善された公共工事設計労務単価が、末端業者や一人ひとりの労働者まで行き渡る実態確保を府の責任でおこなう。
- ・府として、国に公契約法の制定を求める。

#### (2) 賃金の引き上げに向けて

- ・最賃改善に伴う中小企業への助成策について、府独自に人件費を直接的に支援する制度を創設する。
- ・医療・福祉・介護現場の人材確保・定着のために、診療報酬及び介護保険制度、国の処遇改善施策とは別に、府として処遇改善を目的とした交付金などを創設する。

医療・福祉・介護分野は、有効求人倍率(21年10月労働局資料)でも全職種の1.02に対して、介護関連は3.06、保健医療サービスは3.45、介護サービス2.77との数値に見られるように、やる気があっても低賃金・重労働のために、就職に結びついていない。その結果、人手不足で事業縮小を余儀なくされる事業所も発生している。

- ・最低賃金を時給1,500円以上に引き上げるよう、国および中央最低賃金審議会に対して、建議を行う。
- ・「最低賃金の引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策」について、社会保険料の事業主負担の軽減措置、消費税の減税など、生産性の向上を要件としない「直接的かつ総合的な抜本的支援策」を国に求める。



### (3) 地産地消を誘発するために

- ・「中小企業・地域振興基本条例」を制定し、地元中小企業支援をはかる市町村との財政を含む支援・協力の項目や、製造業、商業、サービス業など、業種ごとに課題解決を図る振興基本計画の策定などを盛り込む。
- ・「小企業・家族経営振興条例」を制定し、地域に密着した社会的存在としての役割を發揮できるよう支援する。
- ・地元住民・地元業者を対象に住宅・店舗全般にわたるリフォーム助成制度を創設する。また、耐震改修工事への補助制度を拡充し、家具転倒防止金具取付事業や感電ブレーカー設置助成事業などを実施する。
- ・アスベスト解体に対してはレベル3(石綿含有仕上塗材も加えて)も含めて調査費用、解体費用の補助を創設・拡充する。
- ・中山間地など、地域の特性を生かし、小規模水力、バイオマス燃料などエネルギーの地産地消を新たな産業と位置づけ、自然再生エネルギーの活用などを進めるとともに、エネルギーを地域づくりの重要なインフラと位置付けた、新たなエネルギー計画の策定を行う。
- ・地域の防災や安全の確保の観点からも、地域の建設業が産業として成り立つよう支援する。「建設キャリアアップシステム」を活用できるよう建設関連事業所へ支援するなど、技術をもった労働者を、すべての地域の建設産業が確保・育成できるしくみを構築する。

### (4) 労働力も地域で循環できるように

- ・結婚・出産・子育てへの積極的支援による定住者の増加を目指して、子育てしやすい労働・職場環境づくりとともに、家賃補助など固定費や医療・福祉・教育への補助および、就学と地元への就労支援で、労働力でも好循環をつくる。

### (5) 学生・若者が京都で働き、定着するために

- ・給付制奨学金制度の新設および、現役労働者を含む有利子奨学金の返済への直接支援などを創設する。
- ・若年層の京都への定着をはかるために、若年層に対する家賃補助制度を創設する。
- ・正規雇用拡大に資する助成制度を創設する。

## (6) 労働者政策の充実を

- ・職業紹介事業は、国の労働行政が行うべき事業であることを明確にし、職業紹介事業の規制緩和やハローワークの民営化などを行わず、国の責任で施策の充実を図るよう国に求める。
- ・京都ジョブパーク事業については、地元中小企業の情報発信や「寄り添い方」の相談活動など府民のニーズに応えるものにし、運営は府が責任を持ち、正規労働者での対応を原則とするなど改善・充実させるとともに、一極集中ではなく、地元の労働局・振興局・自治体・労働団体との共同で、地域での相談・支援体制を確立する。
- ・「生活困窮者自立支援制度」に基づく施策については、生活保護制度の利用保障を前提に、失業者の生活の救済・支援となる公的就労事業を創設する。
- ・「雇用・求職者支援制度」の活用で、安定した雇用に結びつくよう関係機関との連携を強化する。障害者雇用、高齢者雇用に関して、それぞれの雇用率引き上げをめざす。
- ・中丹勤労者福祉会館・城南勤労者福祉会館の廃館方針を撤回し、改修をすすめる。

## (7) 人間らしく快適に働ける職場を地域に

- ・府の非正規職員の正規化や安定雇用と暮らせる賃金の確保など、使用者としての府が模範を示すことによって、人間らしく快適に働ける職場を地域につくる役割を果たす。
- ・労働局と共同して、長時間労働の是正に取り組む。
- ・ブラックバイトの実態を把握し、関係機関と連携して指導・是正をはかる。「ブラック企業規制条例」制定する。一方、中小零細企業の多くで、経営者の知識・認識不足や、経営基盤の脆弱さなどによって労働法令が守られていない現状があり、これらを一律に「悪質」とせず、理念・調査・相談・啓発・自治体の計画づくりの支援などを通じて改善をはかる。
- ・高校生や大学生、青年の集まりなどに「出前授業」などで労働法・働くルールを学ぶ機会をつくること、労働法・働くルールを府民に普及する取り組みを行う。

## IV. 労働者が安心して暮らせる社会へ

- ・政府主導の大型開発に対しては、1)環境や安全・安心など住民の暮らしを守ること、2)府民への負担の押し付けにならないこと、3)そこで働く労働者のまともな雇用と賃金を確保すること、4)①から③の検証をふまえ、政府や開発業者に対して必要な主張をおこなう。
- ・自然環境や活断層等地震災害、府や市町村の財政への影響が懸念される北陸新幹線の延伸に反対する。
- ・北山エリア整備計画は撤回し、住民や利用者、学生、教職員等当事者の意見をもとに地域の将来のあり方を検討する。
- ・すべての労働者に、いつでもどこでもお金の心配なく医療と介護が受けられるようにする。地域医療構想をはじめ、医療・介護の提供体制の削減に反対する。
- ・子育て支援医療費助成制度をさらに改善し、すべての子どもを対象とした、医療費無料化を早期に実施する。
- ・「20人学級」を展望し、教職員を増やして少人数学級を実現できるよう国に働きかけ、府独自に実施する。
- ・全員制の中学校給食を実施できるよう、市町村を支援する。

- ・最低保障年金制度の創設を国に求める。
- ・老人医療費助成制度(マル老)の負担割合を1割に戻すことなど高齢者福祉の拡充をすすめる。
- ・子育て世代への労働者への支援、子どもの貧困対策を強める。
- ・府民の暮らし、安全・安心、健康を守るため、府職員を増員する。
- ・現在の委託型の事業の在り方を見直し、継続的に必要な事業は正規の自治体職員で対応する体制に転換する。また、必要な事業についての再公営化を検討する。
- ・国の責任を放棄し、地方自治をつぶす「地方分権改革」や地域をつぶす「自治体戦略2040」に反対する。「国家戦略特区」による雇用・医療・農業の規制緩和と市場化促進でなく、ルールある地域づくりをすすめる。
- ・交通空白地の解消のために、タクシーも活用したきめ細かい公共交通網を構築することや運賃の自己負担を軽減する市町村の施策に対して支援を行う。
- ・府のあらゆる施策、計画にジェンダー視点を反映し、男女格差の解消をはかる。管理職の男女比の均等をはかる。
- ・大気汚染防止法の改正に基づき、「アスベスト対策推進会議」等を設置し総合的な対策を進めること。
- ・原子力発電所の再稼働、老朽原発の延長使用に反対を表明し、全ての原発の廃炉まで、実効性のある住民の避難計画、原子力防災対策の確立を図る。使用済み核燃料の中間貯蔵施設の設置は、認めない。
- ・脱炭素社会に向けて、地域での小規模再生可能エネルギーによる発電事業を支援する。
- ・京丹後市・宮津市で計画されている自然環境を破壊する大型風力発電計画の中止を求める。
- ・国に対し、京丹後市経ヶ岬の米軍基地の運用停止、撤廃及び日米地位協定の抜本見直しを強く求める。

以上